

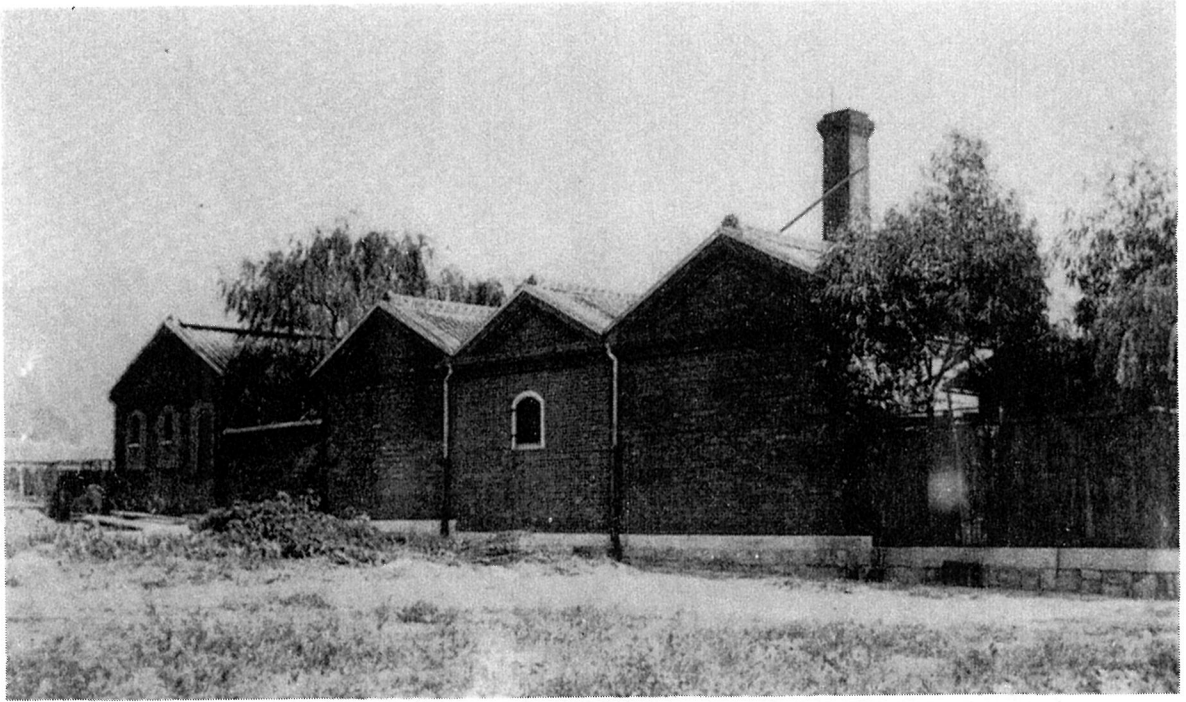
昭和五十五年四月

住友修史室報

第四号



棹銅製造（住友氏蔵版「鼓銅図録」より）



住友樟腦製造場

目次

元禄の銅座と長崎銅貿易について	小葉田 淳	1
住友家と樟脳	竹原文雄	21
後記		47

口 絵 棹銅製造・住友樟脳製造場

元禄の銅座と長崎銅貿易について

日本の金銀とその流出

銅座が設けられた期間は、江戸時代に三回あります。

今日お話ししますのは第一回の銅座で元禄一四年（一七〇二）にできまして、一〇年あまり続き正徳二年（一七一一）に廃止になります。その次の第二回は、それから二六年はなれて、元文三年（一七三八）にできました。これも十数年続いて、寛延三年（一七五〇）にやめてしまつたわけです。そして最後の第三回目がそれから間もなく、明和三年（一七六六）に設置されました。このときが一番長くて、明治元年（一八六八）まで約九〇年ほど続いたのであります。

小葉田 淳

銅座と申しますのは、御承知のとおり江戸幕府の銅政策、要するに長崎貿易・長崎輸出銅についての政策としてできたものであります。銅は江戸時代の前半、早い時代から重要な輸出品となつて、しかも他の輸出の品物と比べますと圧倒的な重要性を持っていたわけです。したがつて銅貿易の性質・変化というものは長崎における貿易のいろんな問題に対して、大きな関係を持つてくるわけでありまして、いろいろの面から銅貿易という問題が考えられますが、本日はその一つとして、金銀の長崎貿易と申しますか、金と銀の長崎からの海外流出という関連から述べてみようと思ひます。

御承知のように、大体一六世紀の中頃、南蛮船が日本

にやってきた頃から、中国船も頻繁にまいます。その

うちに日本もやがて御朱印船というものが海外に出かけていって、さかんに取引きをやるようになり、やがてまたオランダ船も入って来る。イギリス船もやってくるというようなことで、一六世紀の半ば以後、日本の海外貿易関係というものは、大きな拡大発展を遂げました。ところで、そういう拡大発展を遂げるに当り、一つの条件となったものは何かと申しますと、日本における銀の増産―日本で銀がたくさん出るようになったことがその一つの条件をなしていたわけであります。

一六世紀の中頃から日本では金山や銀山が次々に開発されましたが、特に銀の産出が金に比べると相対的に非常に大きくなります。その結果従来の日本では、多少金は外国へ―外国と申しましてその時代には中国あるいは朝鮮ですが―そこへ輸出されておりましたが、一六世紀の中頃になりますと逆転しまして、金は日本の方へ輸入されるようになり、日本からは銀が輸出されるように

なったのであります。

特に一六世紀の中頃から鎖国が成立する約一世紀間には膨大な銀が海外へ流出したわけで、これらの問題につきましましては、私は先年来いろんなものを書いておりますので詳しいことは省かせていただきますが、とにかくどれくらい銀が輸出されたかということになると、数字的にはどうもはっきりつかめないが、一七世紀のごく初期、つまり江戸幕府のごく初めではありますが、そのころおそらく日本の銀は大体、丁銀勘定（幕府が造った八〇パーセントの銀をもった銀貨）で年間およそ一五〇トンから二〇〇トンぐらい輸出されたのではないかと思えます。

ヨーロッパの学者の研究によりますと一六世紀の中頃から新大陸の銀山の開発、ポトシ鉱山（メキシコ）などの開発によって、世界の銀生産というものが増えてきまして、一七世紀の初期では大体年産四〇〇―四五〇トンと計算しております（もちろん、そのうちには日本の産銀などは計算に入れておりません）。そうした時期に日本から一五

〇一二〇〇トンの銀が毎年輸出されていたということは大変驚くべき事実であります。

かようにして、鎖国後も日本の銀というのはかなり膨大な量がほとんどと外国へ出たわけであります。ところで幕府の方でも銀流出ということは大問題でありました。というのは一七世紀の中頃過ぎになりますと、日本の金山のみならず、銀山も非常に衰えてくる。生産が非常に落ちてくるのに銀がどんどん流出するものですから幕府もこれは大変だということになり、寛文八年(一六六八)に銀の海外持出しを禁止して、これからはいわゆる金貨・小判で持つていってくれという命令を出したのであります(第1表参照)。

そして金は今申しましたとおり一六世紀から鎖国時代にかけて、かえって日本に輸入されたわけであります。しかし鎖国ができあがるころには、金銀の価値関係というものが世界的に非常に平均してまいります。つまり日本に金を持ってきましても銀との交換では儲からないと

第1表 関係略年表

年 号	事 項
寛文 8 (1668)	銀の外国持渡しを禁じ、金をもって渡すこととする。
同 11 (1671)	貨物市法商売法(秋船より試行、翌年より施行)。
同 12 (1672)	唐船銀持渡し許可、オランダ貨物代金1両58匁替を68匁替とする
貞享 2 (1685)	貨物市法商売法廃止、ついで唐船銀6,000貫目、オランダ船3,000貫目(金5万両)の貨物輸入歳額を決定。
元禄 8 (1695)	江戸町人伏見屋四郎兵衛銀1,000貫目代物替。
同 9 (1696)	伏見屋の代物替5,000貫目、金1万両上納を条件に許可。
同 10 (1697)	代物替5,000貫目は長崎町年寄の手に移る。11年追御定高2,000貫目。
同 11 (1698)	御用銅定額8,902,000斤となる。 江戸桔梗屋又八向う7か年棹銅輸出で金1万両、間吹銅輸出で6,000両の運上で輸出銅一手請負を許され、翌年春船までで止む。
同 14 (1701)	銅座を大坂石町に設立、間もなく幸町に移す。
宝永 6 (1709)	幸町銅座役所を廃し、高麗橋銀座役所へ事務を移す。
正徳 2 (1712)	3月 銅座廃止、6月吹屋17人に長崎廻銅請負を命ずる。 6月 大坂南木綿町に銅会所を設ける(後、鋳屋町へ移る)。 同じ頃、長崎にも銅会所を設ける。

いう、取引上平均された価値関係となつてまいります。

つまり金一に対し銀は大体一二か一三といったような比価になつていますが、こうなりますと、うっかりすると日本からの金の輸出ということもありうる事態となつてまいります。そこで幕府は、かねがね金の輸出は禁止をしておりませんが、今申したとおり寛文八年になるとあまりに銀の流出も激しいので銀の輸出が禁止される。そのかわりに小判でもって（これは長崎貿易における貿易の勘定・計算というのは皆な銀です）、勘定尻を銀を金に換えて持つていくようにと指令を出しております。

ところが非常に困つたのは中国である。中国の方では金を呉れても非常に困るんだというわけで、幕府の方へ請願をいたします。で、幕府も寛文十二年になりました中国に限って銀を持渡すことを認めたのですが、オランダについては相変わらず金で持つていくようにと書いております。

金銀流出防止と貨物市法商売法

そういう時代に日本は銅の海外輸出の関係というものについて、寛文時代頃から国内の銅生産も増えてまいり、輸出の方もある程度大きくなってきています。そこで第2表の銅輸出高をご覧ください。これは住友修史室発行の『泉屋叢考』という叢書の第九輯「近世前期における銅貿易と住友」と題したものの付表であります。この表のなかでオランダへの輸出に関しては、これは向こうの学者によりオランダにおける、いろいろの文書が研究されて、その関係の書物が出ておりますが、その表によつたわけであります。それからこの唐船・中国に対しては、住友修史室に保存されている寛文三年と同四年から享保にかけての銅の輸出を書き記した記録が二種あるのですが、そのうちの一つの史料とを合わせて総輸出高をも出し、本表を作つたわけであります。そして、その括弧の中はやはり住友修史室にある他の記録、これには輸

出の総高、それから唐、オランダの輸出銅そういうものを書いております。しかし年代によってはなかに欠けており、ことにオランダ輸出に關しましては、欠けている部分も多いのですが、それを参考のために括弧内に記してあります。もちろん、そういう輸出の銅高等については、その他に長崎關係の記録のなかにほんのわずかな年の分、二年とか三年とかの分がいろいろの記録のうちに断片的に残っているものもあり、住友修史室の關係の史料のうちにも数年――一〇年に亙り、いろいろの關係から輸出銅高の値段を書き上げ報告した記録などが残っていて、そういうものを突き合わせて見ると、いろいろの問題があつて、これが正確な数字だということは簡単に申し上げられないのですが、おおよそには、この第2表に表われており、そう大きな違いはないと思ひますので参考のためご覧くだされば結構です。

さて、このようにして、その次に寛文十二年に貨物市法商売法というものを幕府は制定いたします。これは、

日本は貿易商人、五か所の商人と申しまして、堺・長崎・大坂・京都・江戸というぐあいに五か所を中心とした商人、その特権グループ、そういうようなものが貿易商人なのですが、そこから代表者が出まして、輸入された商品の目ききをし評価をいたします。商人たちの値段が決まりますと、それを長崎奉行所の方で参考のため見て、あまり高い値段ではなくむしろ低い方の値段に決定し、それによって商品を買入れる。外国商人たちが承諾しなければ持つて歸らせる。そういうやり方を貨物市法商売法と申します。

これは幕府として、貿易高というものを抑えると申しますか、なるべく価格を低くするというねらいがあつたわけです。しかしながら輸入貨物の高というものを別に制限したわけではありませんから、中にはこれを埋め合わせるために、商品をよけいに持つてくるので、輸入銀高というものを、そう減らすことはできないという場合も出てくるわけであります。

第2表 銅輸出高表 (元和7年~正徳5年)

(* 1ピコール=100斤)

年号	唐 船		蘭 船		計 (単位ピ コール)
	銅高 (単位ピ コール)	船数	銅高 (単位ピ コール)	船数 (通航一覽)	
元和7年 (1621)			116.00		
// 8年			972.03		
// 9年			19.70		
寛永元年 (1624)			—		
// 2年			?		
// 3年			?		
// 4年			?		
// 5年			} 5年間 貿易中止		
// 9年					
// 10年					
// 11年			4,886.34		
// 12年			5,790.69		
// 13年			6,988.47		
// 14年			2,883.95		
// 15年			} 輸出禁止		
// 16年					
// 17年					9
// 18年					5
// 19年					5
正保元年 (1644)					8
// 2年					7
// 3年				4,160.03	5
// 4年				4,623.05	4
慶安元年 (1648)				?	6
// 2年			3,055.00	7	
// 3年			3,195.00	7	
// 4年			4,400.00	8	
承応元年 (1652)			3,900.00	9	
// 2年			3,023.98	5	
// 3年			3,300.00	4	
明暦元年 (1655)			3,213.00	4	
// 2年			8,893.00	8	
// 3年			14,100.00	9	
万治元年 (1658)			12,100.00	10	
// 2年			8,244.25	8	
// 3年			11,399.35	5	

(次頁へつづく)

年 号	唐 船		蘭 船		計 (単位ピ コール)
	銅 高 (単位ピ コール)	船数	銅 高 (単位ピ コール)	船数 (通航一覽)	
寛文元年 (1661)			15,195.00	11	
〃 2年			18,600.00	8	
〃 3年	4,537.00	29	15,362.00	6	19,899.00
〃 4年	2,498.60	38	24,195.00	8	26,693.60 (27,240.00)
〃 5年	1,973.00	36	9,084.00	12	11,057.00 (14,130.00)
〃 6年	4,514.04	37	12,587.50	7	17,101.54 (16,170.00)
〃 7年	7,848.40	33	4,000.00	8	11,848.40 (23,850.00)
〃 8年	8,302.00	43	9,014.00	9	17,316.00 (26,852.00)
〃 9年	4,922.00	38	9,650.00	5	14,572.00
〃 10年	7,324.70	36	22,631.00	6	29,955.70
〃 11年	13,511.30	38	15,995.00	7	29,506.30
寛文12年	11,581.00 (11,581.00)	43	22,466.00 (22,578.31)	7	34,047.00 (34,159.31)
延宝元年 (1673)	10,966.50 (10,966.50)	20	15,044.00 (15,043.00)	6	26,010.50 (26,009.50)
〃 2年	11,270.90 (10,326.00)	22	17,920.00 (17,131.00)	6	29,190.90 (27,457.00)
〃 3年	19,216.40 (19,354.00)	29	10,207.00 (10,975.00)	4	29,423.40 (30,329.00)
〃 4年	15,134.72	24	20,561.00	4	35,695.72
〃 5年	15,582.34	29	17,035.00	3	32,617.34
〃 6年	16,415.05	26	16,088.00	3	32,503.05
〃 7年	19,931.00	33	23,500.00	4	43,431.00
〃 8年	15,936.00	29	25,000.00	4	40,936.00
天和元年 (1681)	5,367.00	9	24,000.00	4	29,367.00
〃 2年	30,218.50	26	25,000.00	4	55,218.50
〃 3年	23,293.55	27	16,000.00	3	39,293.55
貞享元年 (1684)	26,148.88 (26,751.00)	24	22,800.00 (24,604.00)	5	48,948.88 (51,355.00)
〃 2年	23,284.40 (32,882.00)	73	21,000.00 (23,459.00)	4	44,284.40 (56,341.00)
〃 3年	32,444.935 (44,557.00)	83	20,000.00 (21,189.00)	4	52,444.935 (65,746.00)
〃 4年	42,945.62 (38,302.00)	115	15,000.00 (15,000.00)	3	57,945.62 (53,302.00)
元禄元年 (1688)	39,217.30 (33,706.00)	117	15,625.00 (12,500.00)	3	54,842.30 (46,206.00)
〃 2年	35,426.225 (33,525.685)	70	19,600.00 (19,600.00)	4	55,026.225 (53,125.685)
〃 3年	37,438.73 (37,668.735)	70	14,500.00 (14,500.00)	2	51,938.73 (52,168.735)

(次頁へつづく)

年 号	唐 船		蘭 船		計 (単位ビ コール)
	銅 高 (単位ビ コール)	船数	銅 高 (単位ビ コール)	船数 (通航一覽)	
元禄 4年	32,209.55 (29,394.40)	70	9,000.00 (9,224.00)	3	41,209.55 (38,618.40)
〃 5年	35,463.74 (25,646.50)	70	18,000.00 (15,056.00)	4	53,463.74 (40,702.50)
〃 6年	33,626.85 (35,027.17)	70	12,000.00 (10,096.00)	5	45,626.85 (45,123.17)
〃 7年	34,407.99 (32,981.50)	70	16,000.00 (17,309.50)	4	50,407.99 (50,291.00)
〃 8年	41,611.36 (43,757.62)	60	17,000.00 (17,695.00)	4	58,611.36 (61,452.62)
〃 9年	70,197.68 (69,465.89)	70	16,500.00 (19,009.13)	4	86,697.68 (88,475.02)
〃 10年	64,081.78 (63,250.35)	70	25,000.00 (25,809.88)	6	89,081.78 (89,060.23)
〃 11年	60,823.95	67	29,379.00	7	90,202.95
〃 12年	52,364.35	69	22,500.00	5	74,864.35
〃 13年	36,295.15	53	14,969.00	5	51,264.15
〃 14年	38,330.51	56	16,585.00	4	54,915.51 (57,350.00)
〃 15年	38,113.72	80	14,650.00	4	52,763.72 (51,978.00)
〃 16年	39,430.32	80	16,300.00	4	55,730.32 (62,379.00)
宝永元年 (1704)	53,433.15	80	18,294.00	4	71,727.15 (71,000.00)
〃 2年	49,676.41	80	18,300.00	4	67,976.41 (63,010.00)
〃 3年	51,003.56	80	15,000.00	5	66,003.56 (67,050.00)
〃 4年	51,014.60	80	15,000.00	4	66,014.60 (71,000.00)
〃 5年	66,039.94	59	8,272.00	3	74,311.94 (61,202.00)
〃 6年	51,705.215	54	15,000.00	4	66,705.215 (71,640.00)
〃 7年	49,552.615	51	15,000.00	4	64,552.615 (55,920.00)
正徳元年 (1711)	42,578.50	57	10,000.00	4	52,578.50 (40,350.00)
〃 2年	29,385.99 (27,780.13)	59	8,316.00 (7,562.00)	4	37,701.99 (35,342.13)
〃 3年	39,091.99 (37,231.87)	40	10,000.00 (10,130.00)	3	49,091.99 (47,361.87)
〃 4年	39,999.15 (38,531.00)	51	10,500.00 (10,625.00)	4	50,499.15 (49,156.00)
〃 5年	7,637.31 (7,555.81)	7	11,500.00 (11,646.00)	3	19,137.31 (19,201.81)

そうしますと貨物市法商売法というものは銀の持出しの一種の制限法とも考えられ、またのちに出てくるいろいろな幕府の規定なども日本からの銀の流出防止のためであり、またさきに言ったように寛文八年から金でもって持出すようにし、それから中国船に対しては、銀の持出しを寛文一二年から解いたわけですが、オランダに対しては今までのとおり金で持って帰らせる。したがって金の流出がかなり増えてまいります。いきおい銀の流出のほかに金の流出についても幕府は考えなければならなくなってきたるわけです。ところで、さきに一七世紀初期にはおそらく一五〇トン以上の銀が流出したのではないかということを申しましたが、一七世紀中期の慶安元年（一六四八）由井正雪の乱は慶安の乱と申し同四年に起きましたが、その慶安元年からは銀の持出し高を記した記録が残っておるのであります。

それを見ますと、慶安元年から銀の持出しを禁止した寛文八年の前年、つまり寛文七年まで二〇年間になりま

すが、その間に中国の唐船によって持出された銀は、大体一か年平均にいたしまして約九、〇〇〇貫目でありま

す。オランダの方はどうかというと約五、〇〇〇貫目でありま

す。したがって両方合わせると、この二〇年間に

一か年平均一四、〇〇〇貫目あまり、約五二トン半ぐら

いの銀を輸出していることになります。

ここで銀というのは、幕府の銀貨の丁銀というものが主であって、その他に吹銀―灰吹銀といって鉾山から取ったままの銀貨にしない銀があり、それから銀の道具、器物として持出すものがあります。これらは量も少ない。結局丁銀が主であるが、それを丁銀勘定でお話したわけであります。

そこでこの貨物市法商売法というものが実行される延宝元年（一六七三）から、その次の貿易貨物の制限が行なわれる貞享二年（一六八五）の前年まで一二か年間中国への銀の輸出量を見ると、一か年平均約六、〇〇〇貫目になりますか、以前の大体三分の二ぐらいになっておりま

す。

金についても、小判での持帰りですが、これは中国に對しても命じました寛文八年から寛文一二年までの間、中国、オランダ両方合わせて約一〇〇万兩ぐらいの小判が輸出されております。この延宝元年から元禄時代にかけてましての事実を見ますと、金を持っていくのは中国の方は僅少で専らオランダですが、大体一か年に平均して六万二千—六万三千兩程度を持出しているわけでありません。

銅輸出の増加と貞享の輸入貨物高制限

貨物市法商売法は貿易全体の額を多少は抑えたのでありますが、しかし貿易額そのものを制限したわけではなく、相変わらず銀の流出は相当な額に達し、金貨もある程度出ていくというような有様なので、貞享二年になると今度は一年の輸入貨物高というものを決めるのであります。つまり中国の船に対しては、一年銀で六、〇〇〇

貫目。オランダに対しては銀でいえば三、〇〇〇貫目。

これはじつは金で払いますから、それを五万兩と計算して合わせて銀で九、〇〇〇貫目ということで、一年の貨物輸入額というものを制限したわけであります。

ところで、その間に銅の輸出というものは、寛文以来一般的に言いますと、第2表に見るようにだんだん増えてまいります。殊にオランダは相変わらず小判で勘定して持っていくわけですが、その場合に六八匁替と申して、金一兩を銀六八匁で換算して、小判で持つて帰るといふわけです。ところがその時代には、大体上方相場が五八匁替ですから、一〇匁位は高い金で取引するという勘定になるわけであります。したがってオランダの方では、これは金貨をあまり持出すよりは銅を持出した方が良いということ、銅の輸出が増えたのだらうと言われておりますが、確かにこの時代にオランダ人の銅輸出がかなり多くなっている、むしろ中国に比べて銅を多く持つて行っております。寛文八年以前、数か年のオランダの銅

輸出は一か年一〇〇万斤ほどで中国は数十万斤、同年以後貞享元年までのオランダ銅輸出は一五〇万―二五〇万斤、中国は一五〇万斤内外の年が多かったのです。

ところが、いよいよ貞享の制限ですね(第1表参照)。

年間六、〇〇〇貫目といたしましてオランダと合わせて九、〇〇〇貫目という歳額を決定いたしますと、今度はそのころから中国に対する銅の輸出が増えてくるわけがあります。これは一つの例ですが、例えば貞享二年、つまり輸入額を決めた年ですが、この年においてはオランダの場合は金で勘定しますと五万両(銀三〇〇〇貫目)となりますが、そのうちで金子持渡し、つまり小判でオランダ人が輸出したものは四、七三九両となっております。四、七三九両これは小判で持出した分、それから銅の代金、銅代は実に三七、六〇三両あまりとなっているわけであります。これは二三五万斤程の銅値段です。そうして、そのほかの諸品、つまり日本からの輸出品、樟腦のようなものもありますし、小麦のようなものも多少持出

し、あるいは伊万里焼のような焼物、あるいは蒔絵のようなもの、それから俵物と申し、のちには重要な輸出品になる海産物、そう言ったような商品。それから使い捨て―これはオランダ人が日本に短期間滞在いたしますから、出島のオランダ屋敷に逗留するわけです。つまり、その間に使った金、もちろん生活費から贈り物の費用からいろんな物にお金を使うわけですが―これら諸品と使い捨ての費用を合わせて、七、六五八両と計算されております。つまり五万両というオランダの貞享二年の輸入額、そのうち三七、六〇三両あまりは銅が輸出されているわけであります。それで実際に金貨というものは、四、七〇〇両余だけ持っていていっている。

それから中国に対しては、どうかというと、これは、六、〇〇〇貫目が輸入額ですが、貞享二年の中国への輸出銅代は大体銀二、五二六貫目あまりと計算されるわけです。丁銀や銀道具で中国が持出した分、そのほかの輸出品、それから中国人が日本でいろいろ使った使い捨て

の分、そういうものが合計されると大体、三、四七三貫目と計算されます。つまり、この六、〇〇〇貫目のうちの大体二、五〇〇貫目というものは銅代、銅の値段をもつて輸出されるということになる訳です。翌年の例から見ますと中国人の使い捨て、長崎で一年間に使った経費が大体一、五〇〇—一、六〇〇貫目から二、〇〇〇貫目ぐらいという事になりますから、その他輸出品の約一、〇〇〇貫目分を差引くと、大体丁銀、銀道具の持出分は五〇〇貫目ぐらいということになります。これは貞享二年の一つの例であります、この頃から中国人の銅の輸出が非常に増えてくるのであります。

これにもいろんな事情がありますが一つは遷海令、これは日本において貨物輸入歳額を決定した貞享二年の前年、つまり貞享元年まで清朝(清国)は、福建省、浙江省、広東省、山東省、それに江蘇省といった海に面した五つの省から船を外に出す事を禁止したわけであり、これはなぜかと申しますと、有名な例の鄭成功の鄭氏が台

湾に抛りまして、明朝(明国)の復興と称して清国へ抵抗しており、貞享元年という年まで鄭氏三代続いたんですが、ついに清朝に降伏したため台湾が清朝の支配下に入ったわけです。そこで遷海令、出海の禁止令というものを清朝は解いた。そのため今まで第2表のような少なかった唐船が、急にたくさんやってくるようになったという事。それから銅に対する需要が清朝において非常に高まってきていたということ。というのは、清朝が今や康熙時代という時代を迎えるのですが、たくさん銅銭を造ります。その材料はほとんど中国の記録によりまして洋銅、即ち外国の銅、洋銅というのは何もヨーロッパの銅ではなくて日本の銅であります、すなわち日本の銅によって銅銭を鑄造するようになったわけであり、す。これは、清朝政府から中国船に指示がありまして、日本から盛んに銅を輸入するわけであり、そういうようないろいろの関係から銅の輸出が非常に高まってまいります。ことに元禄十年・十一年になりますと非常に

大きくなって、中国に対して六〇〇万斤を越えて七〇〇万斤に達し、オランダを合わせますと、約九〇〇万斤に達し五千数百トン、六千トン近い銅が輸出されるということになりました。

輸出銅と代物替

そういたしますと、今まで九、〇〇〇貫目の輸入歳額というものを決めたわけでありませんが、銅の輸出がどんどん増えてまいりますので、銅によって輸出するということ、これを代物替と申しましたが、元禄八年にまず銀一、〇〇〇貫目続いて代物替五、〇〇〇貫目ということになりました。代物替というのは、この五、〇〇〇貫目というのを銅で輸出するということです。つまり銀五、〇〇〇貫目分の商品を五、〇〇〇貫目のうち四、二〇〇貫目は中国、八〇〇貫目をオランダに割り当てるわけですが、それだけの分の貨物を日本へ輸入してくる。そして、そのかわり銀や金貨を持出すのではなくて代物、すなわち

銅をもって持出すということです。

これは幕府といたしましてもずっと(貿易額を)締めてまいったものですから、中国あたりから輸入された反物類・薬種・香料のような輸入品の値段がその量を抑えられていたために騰貴してまいります。ですから幕府としては、ある程度どうしても(輸入)を増やしていく必要がある。しかし増やしていくためには金銀を輸出したのでは方針に反するわけでありますから、何かほかのもので輸出しなければならぬ。幸いにして銅の生産が上ってまいります、そして輸出が増えてきたものですから、銅による代物替、合わせて銀五、〇〇〇貫目というものが可能と考えられたわけです。そうして、元禄十年から十一年の段階で約九〇〇万斤近い輸出ができたのであります。そこで幕府は第1表のように御用銅定額、これは長崎輸出銅であります、それを両国を合わせて八九〇万二、〇〇〇斤という年額を決めたわけであります。

ところが実際の問題はなかなか難しい。というのは、

その当時の日本における銅生産額全体はどれくらいになるかという事は、正確に言い難いのですが、おそらく約一、〇〇〇万斤前後と考えて良いと思います。ところがそれを全部輸出するわけにはまいりません。元禄八年頃から十二・三年頃にかけての平均ではありますが、地売銅すなわち国内向の銅、それが大体一か年平均一五八万斤という数字があります。つまり一六〇万斤ぐらい、一か年に国内向銅が必要なのです。ことに元禄十年から十二・三年頃にかけて、いわゆる元禄時代というのは日本の経済が非常に膨張している時代ですから、金銀貨はもちろんです。銅銭たとえば一文銭、これもたくさん必要になってきます。

そこでこの元禄十年から江戸の亀戸という所に銭座を設け余程たくさん銅銭を造ったのです。京都でも七条河原に元禄十三年京都の銭座というものができて相当多くの銅銭を造った。そのためにはどうしても百数十万斤の国内銅というものが必要であります。それに加えてこ

の八九〇万斤の輸出銅額というのはちょっと難しい。そのことが元禄十年・十一年段階で可能であったのは、長崎に持ってきた銅が溜っていた。つまり罌銅かたいと申します。これが溜っていた。それが、この輸出銅定額八九〇万斤を可能にしたわけであります。

それから厄介なのは、元禄時代には銅の生産高もピークに達し輸出も多くなったのですが、その銅の輸出高を正確に把握しにくいのです。というのは、いろんな形で銅が輸出されている。それでふつう住友あたりの記録の基本は、これは銅の商売をやりました銅屋が当時大坂を中心にして大体一六軒ほどあったのですが、これが一つのグループを作り、棹銅という輸出銅（二〇センチか二五センチぐらいの長さの棒になった銅であり、これが輸出銅の主体）この棹銅の輸出ということ、その銅屋がやったのですが、例えば大坂の銅屋あたりの報告は棹銅というものが基本となりますから、今言った長崎で直接（大坂の銅屋を経ないで諸国から）輸出されるところの形違銅、あるいは

は真吹銅といったようなものについては、報告調査というものは、まず徹底しておりません。したがって数字の上からそれが漏れてくるということになる。そういう関係で、この元禄時代というのは輸出銅高はここに上げてある数字より実際は多かつたであろうと思うのであります。そして記録の性格によってその数字に出入がどうしても出てくるという大変厄介な時代で、いろいろな調査をしてみなければならぬ時代なのですが、しかしその八九〇万二、〇〇〇斤という御用銅定高は実際は、なかなか無理である。代物替の中国分四、二〇〇貫目は銅約三六〇―三七〇万斤、オランダ分八〇〇貫目は約七〇万斤に当たりますが、元禄十三年以降は中国分の代物替(定高六、〇〇〇貫目に対する分)はひじょうに少なくなる。そこで幕府としては、いろいろ貿易上の都合から御用銅高というものを保持したいというので、そこで大坂に銅座という銅の統制機関を元禄十四年に作ったわけであり

銅座の設置

その銅座においては大体どんな事をやったかと申しますと、諸国から集まる荒銅です。これは大坂の銅の吹屋、精錬業者ですが、それが銅を買取って、精錬するのですが、どれくらいの銅を買取ったか、それからその吹屋ではどれくらいの棹銅を造ったか、或は地売銅を吹いたか、それからどれくらい将来棹銅を売上げるか、銅座が買上げるわけであるから、買上げるかといったようなそういう事を厳密に報告した。

それから御用銅の銅座買上げ、これが銅座の一番の目標であります。銅座が買上げて長崎へ送り、輸出にあてるといことが最大の目標ですが、しかし御用銅というものを確保するためには地売向きの、つまり国内向銅との調整が必要ですから、国内向、地売銅というものの販売も調整しなければならぬ。まあそういったようなことをやったのが銅座であるわけです。

そういう銅座を大坂の石町いしくという所に初め設けたわけですが、まもなくそれを幸町さいわいという所に移し、ここも数年にならない内に廃止して、高麗橋にある銀座（大坂の銀座は京都の銀座の出張所といいますが、支店であります）の中で銅座の仕事をするということになりました。

銅座の役人、これは銀座の加役と申しまして、銀座の者が兼ねてその事務を執ったわけであります。銀座というのは御承知のとおり、幕府の銀貨を鑄造する機関であります。これを大きく分けますと、銀貨を鑄造するところと、それを管理するところとの二つに分れます。管理する方を銀座役所と仮に申ししますが、片一方の造る方は吹所と申します。このように二つの組織から成っております。この銀座役所の方、管理する方の一番の偉ら方、中心となるものを銀座年寄と申しますが、この銀座年寄というのは有力な富商というか、商人がなっているのです。あります。その銀座年寄が交替で銅座へ詰めて采配を振る。この下にまた元締役というものが、それから

幾人かの役人が居って、銅座の仕事をします。これらは銀座の座人といったようなものから任命もしましたが、銀座・大坂の銀座出張所で銅座の役をするようになったわけです。

そういうふうにしてせっかく銅座を開いたのでありますが、元禄十五年頃から宝永六年頃までは、代物替に当たる銅は中国に対しては、銀四、二〇〇貫目分、オランダに対しては八〇〇貫目分あり、これは値段も年により違い、どれくらいで売ったか、買ったかということは省略しますが、また口銭（売買仲介の手数料）というようなことも関係ありますけれども、大体において四、二〇〇貫目では銅三六〇万斤—三七〇万斤に当たります。また八〇〇貫目では七〇万斤前後という事になります。

その代物替に当たる部分は中国に対して宝永六年頃までは大体そのまま輸出しております。オランダに対しても七〇万斤ぐらいですから、それはもちろん輸出しております。そうしますと、この代物替ではない部分、これ

を本割分といいますが、それは中国に対して法に定められた六、〇〇〇貫目、オランダに対して三、〇〇〇貫目の分です。この(中国に対しての)六、〇〇〇貫目の内で使い捨て(オランダでも中国でも長崎で費消する経費を除いた部分、つまり日本からの輸出品によって賄う分の、せめて半分は銅で輸出することになると、中国に対しては少なくとも二〇〇万斤の銅が輸出されないと具合が悪い。そこでそういう形態をどうやらこうやら宝永五・六年頃までは続けて来たのでありますが、七年頃から以後になると、それがだんだん怪しくなつてまいりました、一年置いて正徳二年には銅座が廃止されます。

銅座の廃止と海舶互市新例

さて大坂の吹屋、これは元禄十四年以前に銅商売(銅貿易)をした銅商とは違ひまして、銅商は銅座時代に大方やめてしまつて、銅商のうちでは四軒ばかり残るのでありますが、そのうちの三軒は吹屋の内でも大吹屋とい

い、かつて銅商売をやり、銅吹もやった破格の家があります。これは住友・大坂屋・大塚屋という三軒で、その他に紀州の出で、大坂に出店を持っている熊野屋というのがあつて、それが吹屋も持っております。その他に小吹屋といつて、銅の精錬だけをやる。元禄十四年までは小吹屋は棹銅や諸型銅(地売向)を銅商へ売つて銅商が輸出も行なつていたのです。

銅座の時代は大吹屋・小吹屋合わせまして、まあ一七人ほどであります。これが仕方なしに幕府の委任で御用銅を引き受けて長崎へ廻すということになつたわけです。いづれにしても、この正徳という年代に入りますと、物価高騰し、銅の値段もまた高くなつてまいります。これは一つは宝永の終り頃から正徳にかけてまして貨幣の改鑄があります。特に銀貨、三宝・四宝という大変悪い銀貨、四宝は、たった二〇パーセントしか銀がないのです。残りの八〇パーセントは銅です。銀貨とは言つても銅貨であります。そういうふうな貨幣関係もあつて物価が

騰貴したのであります。ところが長崎における銅の輸出
値段というのは―これは、この年はいくら、オランダは
いくら、中国は、いくらというふうに細かくわかるので
すが―それほどは高くなってきておりません。

これにはいろんな経緯がございますが、結局大坂の吹
屋が長崎輸出銅を引き受けても長崎における値段決定は、
一応両方が立ち会って値段をやりませんが、結局向こう
側、つまり中国やオランダ側に値段の決定を抑えられて
しまう。それでは大変な損になるわけでありますから、
幕府がいろんな形で協力する。前渡金のようなものを出
し、それから計算の結果を報告させる。これだけの銅を
輸出するのにいくら掛りましたと。そして、損失の部分
は幕府が補償金を出してやる。正徳以前から正徳五年に
かけてその計算と補償金の高も知られます。

そんなことをやった結果、結局幕府は正徳五年に海舶
互市新令を発令する（歴史上有名な一種の政策であります）が、
正徳四年までは著しく減じたけれども少なくとも代物替

という名目の銅を輸出していましたが、もう今までの
やり方ではだめだということで海舶互市新令を発令した
わけであります。互市新例では代物替をやめ、中国船貨
物銀高六、〇〇〇貫目、オランダ船同三、〇〇〇貫目の
御定高のままとし、中国船銅三〇〇万斤、オランダ船一
五〇万斤と一応の目安を定めています。

そうやっても輸出銅が確保できないので、また享保元
年から銅の供出制ということをはじめたのでありますが、
それは元禄の銅座に比べますと一層強い幕府の銅供出の
強制とも言えるわけです。というのは幕府領（天領）の銅
山に限らず私領の主な銅山につきましては、今までの生
産の実績を参考にして、それぞれ割当てて供出させ、そ
れを大坂で買上げます。それは荒銅ですから大坂の吹屋
に賃吹きさせる。賃金を払って精錬してもらう。そして
やはり幕府の名義、幕府の銅ですから幕府の命で世話は
大坂の吹屋がやりましたが、結局大坂の吹屋を使って輸
出するという制度を享保元年から始めました。つまり元

禄の銅座よりもっと徹底した幕府の政策であります。しかし、これも六年間でやめてしまい、やがて、元文三年第二回の銅座という、より徹底した銅座ができます。

要するに幕府としては、銀の流出、後になりますと、金の流出ということも心配になってくる。金銀の流出とすることを基本的には抑えていく。その目的は一応成功したわけでありませう。貞享二年から元禄八年まで一一年の中国輸出銀高は一か年平均約三三三貫目、元禄九年から享保七年までは、同じく一か年平均二四三貫で、三四か年のオランダ金輸出高は、一か年平均金一四、二六二兩余となっている。そういう一つの原則の上に立って、しかしながら一方において、外国からの輸入貨、商品に よりましては、ある程度の輸入がないと、国内の値段が騰貴してまいります。だから輸入商品も場合によってある程度増やさなければならぬ。その輸出物の大宗とい いますか、大部分のものは銅であります。ですから銅に 対する幕府の政策の一つとして元禄の銅座というものが

行なわれたということになるわけです。

この他に代物替二、〇〇〇貫目というのが追加されて いるのですが、これは俵物や他の商品で当てる。だから 専ら中国に対するものです。しかし、これも実際はほと んど二、〇〇〇貫目の代物は間に合わなくて輸出できず 名前だけに終わっているわけです。ですから銅の五、〇〇 〇貫目の代物替というものは、結局は中国船の日本貿易 の興隆の傾向、特に銅の需要の増大に対応して、一方に 幕府側では金銀の流出を抑えながら輸入貨物のある程度 の増加を計ったことにもなります(このほか輸入貨物に課す る掛り物は、幕府の収入や長崎地元の配分への要望にも関係し、 また抜荷防圧の対策にもかかわります)。しかし、それは国 内産銅が元禄時代に明治以前では最高に達したことが基 礎となっています。けれども九〇〇万斤近い御用銅額の 維持は困難であり、幕府は銅座によってその確保を計つ たが、銅生産費の増大、銅座の資銀欠乏などで産銅減少、 長崎廻銅の停滞などの諸事情があり、まあそれも結局無

理だということになり、そして銅座の廃止ということになってくるわけです。

大変ややこしい話を申し上げました。実際はもう少し細かい数字を上げてお話しするとよいのですが、大変分かりにくい話に御清聴いただきましてありがとうございます。これで終わります。(拍手)

なお、この御講話については泉屋叢考第十八輯「第一次銅座と住友」に詳細な研究がありますので御参照下さい。(編者)

住友家と樟脳

竹 原 文 雄

一 ことわり

住友家が化学品を製造したのは、明治十三年別子山村の弟地で湿式収銅の試験を始めた際、その副産物として緑礬（硫酸鉄）を採ったのを以って嚆矢とする。その後十七年丹礬（硫酸銅）を製造し、遠くアメリカニューオルレアンスの万国博覧会に出陳して好評を博した。次いで十九年国領川下流の角野村山根の小丘に湿式収銅工場を建設し、これを山根製錬所と名付け、収銅とともに併せて鉱石焙焼の際の排煙から亜硫酸瓦斯を抽き取って硫酸とする試験を企て、二十一年から製造を始めた。当時僅かに行われていたわが国の硫酸製造の原料はすべて硫黄で

あって、硫化鉱を原料としたのは住友家を以って最初とする。翌二十二年神戸において企てられた住友家の第四番目の化学品が樟脳で、これも精製樟脳事業としてはわが国最初の企てであった。以下この樟脳事業についての経緯を述べんとするのが、本稿の目的であるが、硫酸とともに樟脳も失敗の歴史であったためか、また廃止されてすでに八十年の時を経たためか、史料の大部分は散佚して詳細を究めることは甚だ困難となっている。隔靴搔痒の感が深いが、現在住友修史室その他から入手できるかぎりの資料をもとにして、敢えて推測を加えながら、あるいはこういう筋道ではなかったかと、その跡付を試み、わが国樟脳業史のなかで住友の樟脳事業が如何なる

地位にあったかと、その意義を考えて見たい。

二 樟について

樟脳は、わが国での数少ない特産品で、第二次大戦まで世界での独占品となっていた唯一のものである。しかし一般には駆虫剤や防臭剤としてしか知られず、却ってその用途の広さを知って、驚くのが普通である。その用途はヒンズー教徒の焼薫剤として最も多量に使用されているが、医薬品のカンフル注射用に、またメンソレータムほか各種の塗布剤に広く用いられ、菓子と、石鹼をはじめとする化粧品その他各種の香料としても普く愛用されている。この外に、工業製品としての需要範囲も広く、古くからセルロイド・フィルム・火薬の原料に不可欠であった。進んで、第二次大戦からは浮遊選鉱剤、航空機燃料として開発利用の途が開かれ、戦後はさらに農薬、合成樹脂製造の可塑性にまで拡げられるに至っている。

この樟脳は、天然資源に乏しいわが国にあって天から

与えられた特産品で、台湾領有以後専売制の下で、略々半世紀にわたって世界市場を独占的に支配して、終始外貨不足に悩んでいたわが国の財政経済を支える一つの力として役立った。しかし第一次大戦中から欧米各国で研究され始めた合成技術のその後の飛躍的發展によって、ドイツ、アメリカで安価に製造されるようになったこと、第二次大戦後有力な資源地域の台湾を喪失したことと相俟って、わが国の独占体制は崩壊し、却って、かなりの量をこの合成品の輸入に俟たねばならなくなった。聞くところによると、合成品の原料はテレピン油で、中国、欧米の松樹から採取されることと、わが国の松はこれに適せずとのことである。も早や専売制を存続するの意味なく、遂に昭和三十七年に至って専売制から除かれることになった。明治三十六年から約六十年の専売の歴史であった。

樟脳の原料は樟である。樟は「くす」、「くすのき」

で、植物学的には樟科に属し、楠と異なる。楠は柾で、タブ(大布)といわれ、梅科に属するものとされる。そして、「くすのき」には、本樟、芳樟、油樟の三種があつて、わが国では本樟以外は産せず、従つて樟脳製造用原料の樟は本樟のみである。樟樹の生育地は北緯一八度から三二度の間に位置し、東南アジアを中心とする。わが国では琉球中央部以北、九州、四国、本州の南部沿岸で、伊豆、房総半島にまで及び、とりわけ鹿児島、高知両県を主産地とする。終戦まではわが国の領有していた台湾が最も有名な産地である。樟樹は極めて短い期間に、しかも巨木に成長し、古代わが国の南岸はこの樟に覆われていたと思われ、航海用にくり舟として使用されていたことは著名である。降つて飛鳥時代からは、仏像の彫刻にも利用され、今に多く伝わり、吾々に最も親しみのある樹木といえよう。

三 製脳業のはじまり

樟脳は古来、薬の原料として、その存在は広く知られていたようである。しかし実際に製造されるようになったのは徳川期に入つてからである。元禄年間(一六八八—一七〇四)薩摩で琉球人(高麗人ともいう)から製脳法の伝授を得て、製造を開始したのが最初だと云われている。尤もすでに、寛永年間(一六二四—一六四四)一万斤前後が輸出されていたとの記録もあるので、実際はもっと早かつたかも知れない。

この樟脳は長崎へ送られ、長崎会所を通じてオランダ人、清国人に売られたが、彼等は競つて買い求めたという。薩摩藩庁でもこの好評にこの事業の有利なことを知り、正徳年間(一七一一—一七一六)樟樹を御留木として濫りに伐採することを禁止するとともに、育苗に努め、その製造を許可制とした。製品はすべてを藩庁が買入れ、一部を藩主の御用と薬屋に向けるほかは、大部分を長崎

に送った。その量は約一二万斤(七二トン)にも上ったといわれ、そのうち三分の二がオランダ、残りの三分の一が清国向けで、同藩は毎年一千両の利益をあげ、ときには二千両に達したこともあり、砂糖、琉球貿易に次ぐ同藩の重要な財源となった。ただここで注意せねばならぬことは、この輸出樟脳は現今我々が考えているような精製樟脳ではなく、その製法も、「和漢三才図会」(一七二三)によると「深山の老樟木を採り円刃で木片にし、これを土鍋に盛り、その上にまた鍋をかぶせて蒸して」造るといふ、素朴な方法によるもので、水・油分その他夾雑物を多分に含んだ山元樟脳と言われる粗製樟脳であった。

土佐藩でも薩摩藩に遅れること半世紀の宝暦二年(一七五二)、薩摩の方法で製脳を開始した。こうして当時我が国の輸出品は銅を筆頭に樟脳がこれに次いだ。文化二年(一八〇五)にはその額九万斤(五四トン)であった。

土佐藩にあってはその後、参政吉田東洋が樟脳を貿易品とし、藩財政の有力財源にしようとしたが、暗殺にあ

い果さず、土佐製脳業の進展は停滞した。ところがその後、東洋の甥の後藤象二郎が参政となり、藩政の実権を握ると、東洋の意志を継承して、慶応元年(一八六五)土佐五反田に開成会を創立し、貨殖、勸業、鉱山、捕鯨、海事等の科を設けてその技術知識の普及に努め、とくに種々の奨励策を採って殖産に努め、こうして収められた産物を長崎に送って窮乏の藩財政立直しに役立たしめようとした。そして殖産の第一に樟脳をとり上げた。このため樟脳事業を藩の直営とし、その量の増加と質の向上に努めた。間もなく、土佐の海岸至るところに製脳の煙の見られないところはないう盛況となり、産量も飛躍的に増大した。

一方質の向上については製法の改良につとめ、冷却槽を持つ水仕掛けによる土佐製脳器を發明し、著しく品質の向上をもたらすとともに大量生産への途を開いた。この間、安政条約によって外国貿易はこれまでのように、長崎会所を通さず、藩独自に直接、その駐在役人をして

取引の衝に当らせ得ることになったので、土佐藩も樟脳を長崎貿易の目玉商品にするため、長崎に貨殖局出張所を設けた。ここで後の三菱社の創設者、岩崎弥太郎がその主役として土佐商会の名称で積極的に活動した。後藤はこの樟脳をもって汽船(胡蝶丸)・砲艦(夕顔)などを買い、その後もこれを抵当にして帆船やアームストロング砲、銃器等を購入した。これらはいずれも後日戊辰の役に大きく貢献し、いわば明治維新完遂の立役者とすらなった。

樟脳製造の魁となった薩摩藩では、その後とりたてて製法の進歩はみず、製脳業は停滞していた。その後土佐式製脳法を受け容れることによって、産額俄に増加し、輸出もともに増大した。同藩だけで年額一二万斤の輸出を行ったという。当時わが国の全輸出高は二、三〇万斤といわれ、薩摩と土佐とでほぼ折半していた。

これらの輸出樟脳は、前述のように全くの山元粗製のままの状態であり、数ヶ月を要して、オランダのアムステルダムへ送られて、精製され、精製樟脳として完成品

の形で、世界の各地に独占的に輸出され、関係者はいずれも巨額の利益を得た。その製法はオランダの厳秘主義の下に久しく護られてきたが、時の経過とともにようやくフランス、イギリス、ドイツに伝播し、明治に入ってから、より以上の改良が加えられて、ドイツのハンブルグがアムステルダムに代って中心となっていた。

四 わが国製脳事業のあけぼの

明治に入ると長崎の外国貿易商は競って神戸に居を移した。樟脳の取引はすべて彼等を通じて行われていたので、取引の場も自然に神戸ということになった。

一方幕藩時代の森木への厳格な各種の制限はことごとく撤廃され、伐採、売買は自由となった。かたがた日本産樟脳は台湾ものより優れていたもので、外国商人の買取も盛んとなって、戊辰戦争で一時沈滞した製脳業も隆盛を取り戻した。

しかし明治新政府の諸般の体制は整わず、貿易につい

ては各藩が独自の判断で行っていた。樟脳については、薩摩・土佐の両藩はいずれも自藩の船舶をもって、樟脳を神戸へ送った。薩摩藩では毎週一不定期船を仕立てて神戸へ往復させ、年二〇〇万斤（二二〇〇トン）を輸出したという。一方、土佐藩でも土佐商会、ついで、九十九商会の名で、岩崎弥太郎が一切の采配を振ってその取引を行い、自らも樟樹の払下げを受けて、製脳事業に従事したという。

この藩直営の貿易事業も、その後明治三年政府によって、一般の自由な経済活動を妨げ、経済の進展を阻害するとの理由で禁止されることになった。そこで九十九商会は、藩から藩船の殆どの払下げを受けて独立し、三ッ川商会（後三菱商会と改む）を創立し、その後の発展の礎をきづいた。

この藩直営事業の廃止に伴い、一般商人は自由に貿易を営み得ることになった。住友家でも明治四年二月神戸に製銅売捌所を設け、外国商館との直取引を開始したが、

その際、樟脳も取引の対象物件とした。住友が樟脳に係した最初である。

しかし樟脳の輸出は依然として、すべて外国商館を通じて行われ、その扱量は年々増加し、彼等はいよいよ巨利を博していた。

これらの樟脳は、依然として油水分その他夾雑物を多く含んだもので、製脳業の世界的中心地となっていたドイツのハンブルグに送られ、その輸送に要した数ヶ月の間に不純物としての油水分はかなり蒸発除去されて、純度が高くなっていた。これを独自の方法で精製して世界各地に送った、わが国にもこの精製樟脳が逆輸入された。無論、わが国には精製の技術は全くなかった。

明治十三年、宮崎県人松田茂太郎が同県沃肥郡で樟脳の製造に当たっていた。たまたま山製（粗製）樟脳一〇〇樽（一樽一五〇斤入り）一万五〇〇〇斤（九トン）、を一〇〇斤（六〇キログラム）一〇円替で神戸のH・ルカス商館に売却した。その際、ロンドンではこれが一ポンド（〇・四五三

キログラム) 一〇円という元値の一三〇倍もの高値で取引されていると聞かされた。それは日本からの樟脳が粗製品でまだ油、水分など夾雑物多く、これを除去精製することによって、これ程の大きな差の出ることを知った。

松田は外国人にこのような巨利を得させるのは国家の利益をみすみす喪失することであると、その精製の研究実施を決意し、これに取り組んだ。

一方樟脳製造の際発生する龐大な量の樟脳油(六〇%)は燃料として使用しようにもスス多く、全く利用の方法が見つからず、不要物とされ、久しく放棄されていた。しかし樟脳油の成分はその半ばが樟脳分であることから、その再製を企てる先覚者が相次いで現われたが、なかなか成功をみなかった。そのうち明治十二年になって高知県人大野和吉の研究によってようやくその前途に明るさが認められるまでになった。期せずして明治十年代から精製、再製両面の研究が相前後して始められ、その後幾多の苦難を経ながらも、共に進捗して行った。そしてい

ずれも二十年代半ばになって、一つは住友家、他は鈴木商店の手によって受けつがれ、成功への途が開かれることになった。

さて松田の精製法の研究は難航した。資金的にも行詰ったのであろうか、十四年上京して各方面に樟脳精製の重要性を説き、また建言書をもって訴えた。幸い時の内務少輔で、勸農局長であった品川弥二郎の目に留り、終始その絶大な庇護を受けることになった。これが彼のその後の樟脳を中心とする活動を、従って彼を通じてわが国の樟脳事業の展開を促がす機縁となった。松田は品川の支援で学者による正統な指導を受けながら、研究に没頭した。それでも研究は余り進展をみなかった。十五年には、農商務省(明治十四年四月内務省から独立)の大輔(次官)であった品川の推薦で、同省山林局に職を奉ずることになり、傍々その研究を怠ることはなかった。翌十六年には樟樹の大生育地である高知の山林事務所に転任

を命ぜられ、心おきなく現地で精製研究に従事できることになった。

五 住友家の樟脳事業創始の決定

松田は、水を得た魚のように、樟脳精製の研究に没頭した。そして十九年二月職制の改正によって高知山林事務所は高知大林区署と改められ、十一月松田はその署長心得を命ぜられた。

一方その研究は著しく進み、今や初期の段階から工業化を目ざすところになつた。彼はそのため後援者を求めて、品川の助言を乞うた。松田は品川だけでなく、土佐出身の有力な著名人に援助を求めたであろうことは十分考えられる。そのなかに後藤象二郎や前知事で京都府知事であった北垣国道も居ったかも知れない。彼等はいずれも樟樹の生育地が主に西日本にあることから、西日本在住の有力者からこれを求めるのが至当であるとして、つねづね国益を第一義として行動していた広瀬幸

平・伊庭貞剛のいる住友家を最適の候補者としたに違いない。品川と伊庭とは心友として相許した仲であり、また後藤や北垣らは広瀬と維新以来最も緊密な間柄であつて、こもごも幸平や貞剛に松田を紹介するの勞をとつたものと思われる。

当時わが国の経済は維新後、略々二〇年を経、幣制の確立をみ、数年来の不況を克服して十八・九年ごろからはようやく景気は上向き気配となり、軽工業、鉄道、鋳業など徐々にながらも進展しつつあつた。これをうけて富国強兵のため新しい基幹産業の創始や、興隆の気運もまた醸成されつつあつた。それには何よりも先進西洋諸国の新技術と原料の確保が必要で、そのためにはこれに対応した外貨を獲得せねばならなかつた。輸出貿易が最も重要視されたわけであり、若干でも外貨が得られる産業こそ重要なものであつた。当時わが国での輸出品と云えば未だ第一次産業品が主で、生絲、緑茶に、銅、石炭が

次ぎ、その額は極めて少額であった。従って輸出できるものは何でも良いとされたわけである。国家の自立経営のためには目新しい輸出産業が切実に求められた。

このような情況の下で、わが国の数少ない特産品で、その製造を外国に委ねて、利益をむざむざ失うのは最も愚かしい、その製造を行って、国益に役立つべきであるとする識者もあつた。とくに住友家では神戸支店で実際に樟脳取引を行った経験から、その必要を痛感していたに違いない。とくに住友では総理広瀬幸平の指導の下、輸出産業として製絲・製茶の事業に着手して積極的にこれを育成しつつあつた。ここに品川から直接・間接に松田による精製事業への支援が訴えられた。住友家がこれを取り上げたのも当然の成行であつたらう。幸平・貞剛は直接松田から話を聞き、その情熱に触れ、これを支援して事業化することを決意した。

そこで先ず、二十年十月から神戸支店において各大林区署と民間業者から、委託を受けた樟脳・樟脳油の販売

を開始した。なおその販売先は居留地の外人商館と神戸市内の同業者であつたが、これら業者のなかには水あるいは石灰などを混じて増量して、売渡す悪弊が依然あとを絶たず、住友の信用を傷つけることも多かつた。そこですべての製品について、水気のない優良品はそのまま委託販売とするが、水気のあるものは一旦住友で買取り、長期間放置して枯物とした上で、二重蓋の樽に詰替え、井桁の商標を貼付して販売した。

松田は、いよいよ機が熟したと見たのであろう、高知大林区署長心得を辞して、住友入りをした。二十一年一月のことであつた。その所遇は等内五等雇に準じた。

松田は後顧の憂なく、住友の神戸支店で研究を続け得ることになり、新しい事業創始の準備に入った。

六 事業開始

住友神戸支店は松田の進言によって直に精製樟脳原料として粗製(山製)樟脳の確保につとめた。本店ではこれ

がため一部自給をも考え、二十三年九月には大分県東臼杵郡北川村大字長井の共有山林の樟樹を買入れ、長井村に出張所を設けた。こうして折角入手した粗製樟脳は油、水分等の夾雑物多く、直に原料とはならず、外国にあつても、約六ヶ月乃至一年これを放置して自然による水分等の蒸発を待つて後、精製工程にかけるのであつて、住友においても一年間据置いて自然枯渴を待たねばならなかつた。

この間、松田の真摯な研究は続けられ、ようやく工場生産を実施し得るまでの自信を得た。事業計画はいよいよ実行の段階に入った。住友家では工場の建設場所の選定、その規模など松田の意見を全面的に採用し、所要資材や機器のほとんどは彼の希望通り、外国品をもつてあつてることにし、イギリス等に注文した。用地については、神戸葺合村森本六兵衛所有の六〇〇坪を金四、一〇〇円で買入れた。これは、当時の雲井通り五丁目一九番地で、現在の国鉄三宮駅東方約一〇〇メートルの地点である。

設計その他に忙殺されていた二十二年四月松田は香村文之助神戸支店長不在中支店長代理を命ぜられた。これを見ても当時彼が如何に信頼されていたかが察せられよう。また翌二十三年五月には本店から重任局員田辺貞吉が神戸支店駐在となつた。彼は終始変らず松田の後援者に名をつらねた。

二十二年に入ると、注文の機器、資材は続々と到着し、四月頃から建設にとりかかつた。工事は順調に進んで九月に完成した。周囲はまだ田や畑、森など、南を向けば広々と一望の下に神戸の茅渚ちづの海を見渡せ、また北側はわずか二、三〇メートルを東海道線が東西に走り、さらに六甲山系の翠巒を望み、東は新生田川を距てて原田の森、西は生田の森を控え景勝の地であつた。また栄町の神戸支店とも近く西国街道に面し、交通に便であつた。緑の中の赤煉瓦建の洋式工場は正に目をみはらせるものがあつたであらう。住友家はこれを住友樟脳製造場と名付け、神戸支店の管轄下に置き、十月一日に開設した。

これは新しい画期的な事業の始まりとして内外の注視の的でもあり、有力な人々の支援もあつたこととて、かなり評判となつたことと想像される。そしてこれに対する住友家の決意も確乎としたものあつたことは、その開設の理由に次の如く述べていることから明らかである。

「初メ我神戸支店ニ於テ樟脳及ヒ樟脳油ヲ取扱ヒシハ高知、宮崎、大分地方大林区署及ヒ民間生産者ノ委託ヲ受ケ、粗製品の販売ヲ為スニ止マリシガ、元來樟脳ヲ海外へ輸出スルニ粗製ノマ、ニテハ直ニ使用ニ供スルニ足ラス外国ニ於テハ皆之ヲ精製シテ始メテ实用ニ供スルモノナレハ従來の如ク粗製品ヲ輸出スルノ我レニ不利ナルヤ元ヨリ論ヲ俟タス、寧ロ最初ヨリ我国ニ於テ精製ヲ加ヘ純良品ヲ輸出スルトキハ直ニ内外ノ实用ニ供スルヲ得ヘキノミナラス、容量ヲ縮少ニシ分子ノ飛散ヲ防キ、且運輸貯蔵ニ便ニシテ經濟上ノ利益甚タ鮮カラザルニ若カス、是新タニ樟脳製造場ノ設置ヲ見ル所以ナリ」

新設の樟脳製造場は地積六〇〇坪、建家は三〇三坪三

で、次のような建造物から成つていた。

- 一、木造瓦葺平屋建家（二四坪三）
- 二、煉瓦石平屋造樟脳製造場（一一四坪）
- 三、煉瓦葺平屋機罐室（一六坪）
- 四、煉瓦石平屋土蔵（八三坪）
- 五、煉瓦石造平屋物置（九坪）
- 六、木造瓦葺平屋造製造場（三三坪）
- 七、木造瓦葺平屋樟脳検査室（二五坪）

神戸の東方に、すべてイギリス製の煉瓦で築いた、ハイカラな西洋式工場の出現したことは非常な評判となり、連日見物人がおしかけ、遠くは播州地方からも弁当持参で見物にくるほどで、神戸の名所となつた。

製造場の主建家は樟脳製造場で、そのなかに直径二尺、深さ六寸のエナメル引の土焼丸鍋を据付けた。この丸鍋に、土蔵内で約一ケ年間貯蔵した原料の粗製樟脳を、石灰とともに仕込み、中央に窪みのあるエナメル引土焼の蓋でこれを覆い、木炭の直火で溶融して乾餾昇華し、樟

脳蒸気を蓋の裏面に付着させて精製樟脳を得んとした。

しかしこの方法は成績悪く、約三ヶ月で中止した。次いで、土焼丸鍋に代えて鉄製の丸釜を利用し、蓋は厚さ二ミリの、裏面をエナメル引にした鉄板とし、燃料も石炭に代えた。しかしこの装置も釜、蓋への熱の導入加減がむずかしく、従って昇華した樟脳蒸気の附着も容易でなかった。水に浸した布を数枚合せ、これで蓋の上部を冷却することとした。しかしそれでも成功するまでに至らなかった。再三、再四繰り返される失敗で、その都度廃棄される釜や器具の残骸が工場内の到るところに山積されるといふ有様となった。これに消尽される資金もかなりの額に上ったであろう。ようやく松田の技術に疑問を抱くものが出て、松田の立場はひどく不利となってきた。

事態を憂慮した宰平・貞剛は研究促進のため、二十三年九月別子銅山から高木玉太郎を転勤させ、樟脳製造場勤務とした。

高木は札幌農学校出の、当時としては最も斬新な知識を習得した技術者として、別子銅山でも珍らしいインテリで、非常に嘱望されていた。二十二年三月住友家に入り、山根・惣開両製錬所の分析方についたが、その翌月の四月十五日には、広瀬総理の欧米視察の随行員に、手島精一とともに選ばれた。このことから見ても、住友首脳部の彼への期待の程が察せられよう。いわば行き詰り状態にあった樟脳製造研究に新しい知識を注入し、あわせて松田の奮起を促がし、両者を相互に競わせて製造場の回生を図ろうとしたものであろう。

高木は松田の乾餾昇華法に対し、通風昇華法を採用し、一工程で粉末精製品を造ろうとした。長さ七尺、深さ一尺三寸の長方形の鉄製大釜に粗製樟脳を石灰とともに投入し、加熱して熔融沸騰させ、内部をエナメル引した煉瓦造りの方九尺の冷却室二室に導き、釜の後部から扇風器で送風して、冷却するものであった。しかしこの方法も精製の歩留り悪く、約四ヶ月で中止した。このような

情勢から、幸平らは製法の抜本的改善を期して、高木を二十四年早々欧州の精密技術視察のため、ドイツに派遣した。

七 精製樟腦品の製造販売開始

この間、松田も懸命に研究をつづけた。主として釜蓋に重点を置いたその研究は一段と進捗し、エナメル引の薄い平板で、各板を「リベット」でカシメて、蓋として使用した。たまたま同場の落合半太郎が、リベットと同じ大きさの円柱型の樟腦が、二本のリベットの穴に付着しているのを発見した。おそらく蓋に打たれたリベットのうち、二本のカシメ方が不十分であったため、自然に空気が入り、冷却されたものであったろう。これにヒントを得て、松田は板状樟腦の乾餾精製法を完成するに至った。二十四年のことで、住友が樟腦の精製品を製造した最初であるとともに、わが国でも最初の精製品であった。早速ロンドン、ハンブルグ等に送ったところ、到ると

ころで称賛を博し、新聞にも報ぜられた。こうしてこの年二十四年一四、六二〇ポンドに上る精製樟腦（板状品）を製造販売した。

一方帰国した高木もまたその視察の成果をもとに粉末品の精製研究をつづけ、同年末には所期の目的を達するまでになった。高木の方法は、衝風機と二室の昇華室から成り、先ず粗製樟腦を樟腦罐で摂氏約一六〇度内外で溶解する。水蒸気は付設の蒸溜装置で除去し、樟腦と油の蒸気が衝風機からの空気で昇華室の前室に送られる。ここで樟腦の多くは夾雑物と分離され、雪白純粹のものとなる。油蒸気は後室に入り、凝縮する。また樟腦蒸気より重い油と、これと混合した砂・木片等は罐の底に残溜する。後室で昇華凝縮した不純粹の樟腦は集められて、次の精製樟腦に混和されて精製用原料とされる、というのであった。この方法は画期的なもので、その後長くわが国精製樟腦技術の基本となった（二十七年特許公告）。

そこで住友家では二十五年一月、東京工業学校に依頼

して圧搾器を造らせ、四月から各種型の粉末精製品を製造し、九月からドイツ等へ試販した。非常な好評を受け、アメリカ貿易商館と一オンス型四〇函(六〇ポンド入り)を二ヶ月渡し、価格も四八円替で契約したのを初めとして、いよいよ住友樟脳が菱井桁のマークを付けて本格的に世界市場に進出することになった。以後つとめて内外の博覧会等に出陳し、好評を得た。

住友の精製樟脳に対する注文はいよいよ盛んとなった。大部分はアメリカ向輸出で、製品の種別は加工の利便から板よりも粉末品が主力となった。この好調に二十五年度の精製品の売上は五五、六七八ポンド、その利益は一、〇五三円九六銭で、これに粗製品の委託売上利益五二八円四二銭を加えると、この年の樟脳取扱利益は一、五八二円三八銭となった。この好調は二十六年にもつづき、粉末品で六五、七二三ポンドを製造し、そのうち四〇、九三六ポンドを売り、利益も一段と増加した。

粉末品が主力を占めるようになってから、樟脳製造場

の勢力関係は自ら高木の方に強く傾き、自然と松田の立場は弱くならざるを得ず、彼自身にしても、最早や住友に留りにくくなり、この年二十六年十月住友樟脳製造場を退職した。しかし松田としてはその鬱勃とした野心からも、自ら樟脳事業の創始を決意し、当時鈴木商店と並ぶ大樟脳商の池田貫兵衛その他とカタラって早くも同年末、扶桑組樟脳精製所を設立し、製造を開始した。その傍、高木に対し一段と技術的敵愾心をかき立て、技術に一段の工夫を加え、新しい機械装置の開発やその改良に努めた。住友家でも彼の貴重な技術と経験を野に埋もらすことになっては国家にとって余りにも大きな損失である、と、いたく彼を惜み、とくに直接の上司であった田辺理事らは同情を寄せ、出来るかぎりの支援をすることとし、製造所設立の資金援助を与えることとした。たまたま神戸支店貸付課長の職にあった広瀬満正が共同設立者として名をつらねることになったが、父宰平が松田の研究開花への途を開き、今その子息が結実へ協力すること

になったのも何かの因縁を思わせる。

やがて松田の研究は著しく進んだ。彼は高木の方法をもとにして、その粉末法に改良を加え、密室と送風機、送風機と熔融釜との間にそれぞれ導管を設置して、送風機から送り込まれる大気を外部に散出させず循環させ、精製の時間を短縮し、また樟脳分の量を減少させないようその能率的回収を期した。そして蓋の技術とともに特許申請を行い、三十二年九月七日公告を得た。これによってわが国の樟脳精製技術は完成した。この成果の上に、松田は二十九年扶桑組樟脳精製所を改組し、名称も日本樟脳株式会社と改め自ら社長となった。広瀬は取締役就任し、なおも協力を惜まなかった。

この頃から松田の指導によって、H・ルカスのルカス精製所、藤沢友吉精製工場のように精製事業に着手するものが相次いで出るようになった。

八 樟脳事業の進展

松田の退職後、高木は直に樟脳製造場長に任ぜられ、今や利益の大半を占めるまでになった粉末品を中心に鋭意製造に当たった。住友家では高木のこの開発の努力を多として二十六年十二月特別賞として純金製磁針器壹個、時服料金百五十拾円を贈って、これを表彰した。次いでその後、同製造場を神戸支店から独立させ、神戸樟脳製造場とし、高木を支配人とした。

その後も樟脳製造は好調の一途をたどっていた。輸出向以外に二十七年八月から一部を駆虫剤、脱臭剤、医薬原料として売薬卸売株式会社を通して、特約店に販売した。これは住友家初期の反魂丹発売以来の医薬品の事業再開である。

この間、樟脳相場の高騰から樟樹の濫伐が進み、ようやく一部でその枯渇が懸念されるようになり、濫伐防止と植樹の必要が痛感された。住友家でも原料手当には万

全を期して採取地域を拡大し、熊本県その他でもその手
当に務めていたが、自ら積極的に植樹をはかった。記録
によれば二十七年三月の植樹面積は別子鉱業所のある地
元の愛媛県新居郡のみで、二十数町歩に互り、二、八五
一本を植樹している。

この年八月、日清戦争が勃発し、翌二十八年四月で終
ったが、この勝利の結果、樟樹の最大の生育地である台
湾を領有することとなった。これによって世界の樟脳事
情は一変した。ロンドンの樟脳市場ではわが国の台湾産
樟脳に対する方針が不明のためか、思惑が盛んとなって
価格は騰貴に騰貴を重ねて、四〇円（二〇〇斤当り）前後
であったものが一時九〇円を唱えるまでになった。その
結果住友家では精製品が割高となったので、一時製造を
中止して、原料品である粗製品を売出したこともあった
が、この年の利益は著るしく増加した。

当時住友家では、日清戦争前の経済界の沈滞のなか
で、二十年末別子鉱業所で実施された山根製錬所の湿式

収銅・硫酸製造・製鉄の各事業の業績不振による同製錬
所の全面的閉鎖、広瀬総理の退任、さらには神戸支店直
営の製茶業の停止という、陰鬱な事態が続いていた。そ
のなかにあって、製絲と樟脳、とくに樟脳事業の活況は
一服の清涼剤で、その前途は実に洋々たるものがあると
思われた。従って事業の拡張には積極的で、着々と成果
を収めた。

先ず、技術面では高木の努力によって精製法が改良さ
れ、二十九年から圧搾器を使わなくとも、大小数種の粉
末品を製造することができるようになった。また、原料
面ではその確保の点から、植樹を積極的に進めた。また
台湾産樟脳にも少なからず関心を持ち、二十九年、製脳
事業の拡大を期して藤田組と協同で、同組から調査に人
を台湾に派遣したりした。さらに台湾台中県霧峯の実業
家で大々的に製脳業を運営していた林昭堂が内地視察に
来日した機会に、藤田組社長藤田伝三郎と三者で協議し
た結果、協同出資による樟脳製造業組合を結成するとこ

ろまで話が進んだ。しかしこれはその後、進展は全くみないまままで終った。専売問題発生のためであろうか。

九 専売制実施

台湾の領有によって、わが国は世界の樟脳資源のほとんどを保有することになった。これまで、台湾の樟脳は製造法が幼稚であったので、その収率は極めて悪く、その上従来その販売権の大部分が外人とくにドイツ商人の手に掌握され、利益が壟断されていた。従って製脳業者は収益をあげるのに、勢い根元に近い含脳分の多い部分のみを利用して、他は遺棄して顧みない結果となり、自然に濫伐が進み、資源の枯渇が懸念されるようになってきた。日本領になってもこれはなかなか改善をみなかった。一方、領有以来その財政維持のため年々多額の補助金が投入され、その額は増加して、巨額に達した。その財政は危機に頻し、その再建が強く要請されていた。三十一年新しく四代目の総督に就任した児玉源太郎陸軍中

將は、民生長官に後藤新平を起用し、治政の全般を彼にゆだねた。後藤は児玉の負託に応え、統治の根幹として、事業公債を発行して、鉄道、築港の建設等を断行するとともに、樟脳、阿片、塩などの専売を実施した。とくに、特産品たる樟脳の専売には最大の期待をかけた。

このように児玉、後藤が樟脳の専売制実施を決意するに当って最も大きな力があつたのは、日本樟脳会社社長松田が三十一年九月児玉総督に宛てて提出した意見書であつたと言われる。

松田はその意見書のなかで、世界の樟脳需要量を約五〇〇万斤とし、台湾、内地の樟脳をもってそのほとんどを賄うため、樟脳の生産高は、台湾、三七五万斤(樟脳油からの約七五万斤を含む)と内地五〇万斤、計四二五万斤とする。売渡価格を一ポンド一元五〇銭とすると、五二五万円、二元とすると七〇〇万円を得る。台湾の財政経済に及ぼす利益は甚大なものがある。このためには、樟脳の濫伐を禁止、製造を指導し、総督府自らがこれを集荷

して一括販売できるようにその直轄事業とすることが最も肝要である。若しこれができなければ製造上に厳法を設くべきであるとした。

後藤らは意を強くしたが、なおも慎重を期して予て知己の、鈴木商店の金子直吉に意見を徴している。当時、鈴木商店は番頭金子直吉の采配の下に台湾において粗製樟脳製造法の改良を奨励し、それから生ずる樟脳油を最も大規模に集荷して、神戸にある傘下工場で、再製するとともに、サフランなどの香料の製造に当たっていた。金子は後藤の質問に対し、今後の台湾経済の再建は専売制以外に方法はないと、双手をあげて賛成したという。後藤はこれに力を得て、その実現に邁進した。

専売制に対する反対は内外に亙って強く、その実現と成功は危ぶまれた。後藤は断乎としてこれを推進し、本国政府の許可を得た。三十二年六月台湾における樟脳及び樟脳油専売規則は公布され、翌三十三年六月から実施をみた。これはやがて予想以上の大成功を収め、台湾財

政の再建、産業の興隆・従来の外人商権の回収と、樟脳源の保護育成の目的を逐次達成していった。とくに財政再建については、五年後の三十八年度には樟脳収入四二〇万円をあげ、全島歳入中、筆頭を占め、十ヶ年計画の半ばで、早くも本国政府からの補助金を辞退するまでになった。

この専売制実施にあたって、粗製樟脳の販売権には入札制がとられた。競札には世界各国から関係者が来島したが、後藤長官は落札後直に一八〇万円という巨額の保証金を納入すべきことを条件としたため、実際の入札に参加したものは僅か三人で、サミュエル・サミュエル商会に落札した。一方粗製樟脳製造の際に生ずる樟脳油のなかにはなお五〇％に近い樟脳を含んでいるので、これを再生することも無視出来なかった。そこでとりあえずその全量の一部再生業者に有償で払下げることにしたが、間もなく再生業者に再製を請負わせ、再製樟脳四九％のうち四七％を納入させ、残る二％の再生樟脳と副産の樟脳

と台湾樟脳による精製事業を企てたことは既述の通りであるが、さらに台湾に於ける専売制実施を控え、三十二年高木支配人を台湾に派し、粗製樟脳の払下げの運動を行わせていることから分るう。この払下げ要請は総督府の入札制実施決定により拒否された。

台湾専売制実施に伴う価格の昂騰によって樟樹の濫伐を招き、やがて内地での粗製樟脳の供給は窮屈の度を加えた。住友樟脳製造場は原料価格の上昇と機器の老朽化と相俟って品質は低下し、原価は著しく高くなって、事業は年々、不振の度を加えていた。折柄、鈴木商店の金子は高木支配人に松田を長とする台湾専売局神戸出張所製の樟脳の利用を頻りに奨めていた。しかし高木は当初から住友が山元の粗製樟脳からの一貫生産を建前にしており、専売制に対しても、原料樟脳の確保が不可能になる危惧から、これに強く反対の態度をとっていたので、折角の提言にも耳をかすわけにはゆかなかつた。

しかし事態はますます悪化していった。台湾樟脳と内地

樟脳との世界市場での競争、それによる価格の低下や台湾財政への影響から、内地にも専売制を布き、内地と台湾の共通の専売制を実施すべしとの気運が大きく醸成されつつあった。そしてこのような事態では、これまでのような拒否の態度をとるかぎり、住友の樟脳事業の存続は難しくなることが明らかとなった。この間、再建を図ろうにも、高木支配人と次席の落合半太郎との意見合わず、当時、同製造場に奉職してあり、後に神戸製鋼所社長となった田宮嘉右衛門は両者の間にかなり険悪な空気があったことを語っている。田宮は両者からそれぞれ個別に、再建策について意見を徴され、その立場は、板ばさみとなり、同場を去るの已むなきに至ったという。落合も三十五年五月遂に住友を退職して自ら事業を興すこととし、神戸樟脳精製合資会社を創立した。田辺、谷勘治ら住友銀行関係者らはこれに対しても支援を惜まなかつた。

この間の住友家を回る情勢は極めて悪くなっていた。

これより先き、三十二年八月別子山での暴風雨による山崩れによって、死者五八四名を出し、山上の諸設備の殆どが崩壊流失するという大惨事となり、その復旧に寧日なく、また、年来の新居浜地区における煙害騒動から製錬所の四阪島への移転工事も、政府からの督励によって、三十五年から、工事を本格化した。これらに要する出資は実に龍大な額に上った。たまたま三十三年五月に北清事変が勃発した。対清貿易はたちまち杜絶した。同貿易はわが国の全輸出高の三〇%を占めており、三国干渉後全国民は臥薪嘗胆、軍備の大拡張に死力を尽していた折とて、その影響は特に甚大であった。外貨はいよいよ枯渇し、経済界は大不況に陥った。

住友家の窮乏はいよいよ著しくなり、基幹事業である銅業と関係のない、不採算部門の切捨を考慮するべき時期にきていた。四阪島製錬所の完成を機会に、伊庭は総理事の職を鈴木馬左也に譲るに当って、それにさきだつて、身辺整理の一つとして宰平時代からの事業で、不採

算の製絲と樟腦の両事業の廃止をひそかに決意するところがあった。時たまたまわが国の樟腦に、内台共通の専売制が布かれる気運となり、原料確保の上から従来のように一貫生産は望めず、存続するとせば専売局から粗製樟腦などの払下げを受けて、これを精製する単なる加工業の段階に止まるほか道はなかった。ところが政府も外貨枯渇による輸出優先主義から、最も安易に外貨が入手できる粗製樟腦の輸出に重点を置いていたため、精製への原料としての供給は自ら制約されることが予想されたので、加工業としての樟腦精製業の将来性には余り期待がかけられぬ情勢にあった。

折から三十六年、樟腦油再生業者として隆々と発展しつつあった鈴木商店の金子から樟腦製造場譲受の申出を受けた。金子はかねて再製事業と併せて精製事業の併営を望み、住友の樟腦製造場に白羽の矢を立て、これを買収して、事業の将来の発展に備えようとした。

伊庭は金子の提案を受諾した。その後、住友神戸支店

と金子の両者間で交渉を重ねた結果、五月建物、機器の付属設備と井桁の商標使用権を譲渡した。住友が商標を他に許容したのは後にも先にもこれが唯一であったろう。

譲渡価格は資料なく不明だが、金子と並んで鈴木商店の番頭であった柳田富士松翁の伝記中に約一二、三万円であったとの記事があることから、ほぼその線で想像ができよう。敷地三五〇坪を一ヶ月二八円で貸与し、その期限も一応同年十月から六ヶ月とし、その条件に「賃借地の地所を変更する場合は予め賃貸主の承諾を受くること」と地所利用に関し、変更には大きな制約を加えた。

住友家は三十六年五月三十日樟脳製造事業を停止し、六月二十日同製造場を廃止するとともに、輸出販売業務をも停止した。わが国における五輸出業者のうちの最大手の一つが消えた。ここで住友家の樟脳事業は全く終わった。

思えば二十年国家的輸出産業として精製樟脳事業の創始を決意し、二十四年わが国で初めて精製品を造り出し、

輸出に専念して以来印を付した樟脳は好評を博し、海外に最も早く住友の存在を知らしめた。しかし、何分とも樟脳は投機性が強く、価格の騰落激しく、これに対応するのは難しかった。従って利を収めるよりも損失を招く方が多く、結局のところ事業としては失敗に終ることとなった。これに投じられた資金はかなりの額に上り、十数年間、よく堪え得たのは住友なればこそで、またこの間わが国樟脳製造技術を開発進展させ、これがその後第二次大戦が終るまで、よく独占体制を維持させた最大の原因ともなった。国家産業隆盛を念願した広瀬、伊庭らの素志は十二分に達成されたと云えよう。

なお樟脳製造場の廃止に伴い、同場支配人の高木は六月二十日付で解雇され、二等末家に編入されたが、一ヶ月後故あって末家を辞退し、以来住友家と全く縁を絶った。松田がその後も久しく華々しい活躍をしたのに比し、高木は全く第一線に出ず、住友からも業界からも完全に姿を消し、以後その消息を知る者はなかった。しかし日

本における樟腦の精製技術はいわば彼によって開発されたもので、松田のその後の研究によって樟腦が国際商品として不朽の生命を勝ち得たものの、その技術も高木の技術の上においてなされたことを思うと、その功績は大きく、忘却されてはならない。

一一 その 後

樟腦事業の廃止によって住友家の明治期における化学事業は大きく後退した。本格的に化学工業に進出するには、四阪島製錬所煙害問題にからんで住友総本店に肥料製造所を創設して硫酸と肥料の製造に着手した大正四年まで待たねばならなかった。

一方、住友樟腦製造場を譲受けた鈴木商店は、三十六年十月から実施された内台共通の専売法によって、精製業と再生業との兼営が禁ぜられたので、鈴木よねの兄に当る大阪の砂糖商藤田助七の名儀で、精製業を運営することにした。そして住友の商標である☆のマークをもつ

て世界市場に進出した。鈴木商店はこの精製、再製のいわば一貫生産者として、いよいよ発展して業界の主導性を確保する基礎を造った。たまたま欧州においてセルロイド工業勃興の気運に、その原料として樟腦の需要がようやく高まってきた。これがその後樟腦への大需要となり事業隆盛の最大原因となった。この世界的気運はわが国においても同様でセルロイド製造を企てるものが出て、四十一年三月には、三菱合資、鈴木商店、岩井商店の共同による日本セルロイド人造絹絲株式会社、同年七月には三井合名系の各社による堺セルロイド株式会社が創設された。前者の日本セルロイド人造絹絲には同年三月専売局を退職した松田が鈴木商店入りして、その代表としてその設立に尽力した。しかしこれらの事業はいずれも苦難の途をたどり、第一次世界大戦を契機として大正八年八月両社は合併して大日本セルロイド株式会社となった。そして世界的不況に対処しながらも、遂に昭和十年代には世界第一の生産量を誇るまでに発展した。

さて藤田助七名儀で運営されていた精製業は、明治四十四年設立をみた同族会社の株式会社日本商業会社がこれを引継ぎ、精製品の需要に対応してきたが、世界大戦勃発で欧米各国はわが国から、樟腦の入荷が難しくなったので、樟腦の合成技術の研究を進め、その進歩にはようやく脅威さえ感ぜられるようになった。そこで政府はじめ業界は、戦後のその独占的地位の維持を図るためには樟腦業の合同が必須だとして合同を促がし、先ず大正七年二月に精製業者が、八年十二月に再生業者がそれぞれ合同した。精製業八社の合同による新会社は日本樟腦株式会社といい、鈴木商店の日本商業会社の精製工場もこれに参加し、最大の工場としてその第一工場となった。同工場は九年日本樟腦会社工場と改称され、これを機に同社の全作業をこの工場に集中した。爾後、第二次大戦の終るまで、その中心工場として活躍した。新会社の商標は内地向けになお井桁印も使用されたが、海外向けには新たに井桁の枠の中に旭日をはめこんだイゲタアサヒ



住友樟腦の商標と賞牌（明治36年の住友事業案内より）

印が登録された。鈴木商店の井桁に朝日樟脳（三井系）の旭印を合せたもので、これは今日でも、同社の後身の日本精化で使用されている。なお再生業者の合同になる新会社は再製樟脳株式会社といい、松田が社長に就任した。

第二次大戦の末期の昭和二十年六月、神戸大空襲で日本樟脳第一工場は殆ど焼壊した。そのなかで外側の赤壁のみが崩れることなく敵として遺っていた。当時一面焼野原で、廃墟のただ中に、赤壁が孤立する姿は異様なものでもあったろう。戦後補修がほどこされ、神戸工場として製造を再開した。土地は終戦時にはまだ住友の所有であったが、間もなく同社に譲渡された。

戦後、わが国の樟脳事業は戦前と全く趣を異にした。一つは樟脳の最大の生育地台湾を喪失したこと、戦時中のドイツ・アメリカにおける合成技術の目ざましい発展で天然品によらなくともよくなったことのため、わが国樟脳業界は一路衰退への道をたどった。そのなかにあつて、住友家の創始になる日本樟脳会社の神戸工場は主

要工場としてなお約二〇年の間活躍した。しかし世界の樟脳事情は変革し、昭和三十七年には遂に樟脳の専売制が撤廃されるなど情勢の変化から、同社は新しい発展を求めて四十二年同工場を神戸市に売却した。神戸市ではしばらく都市計画局測量事務所としてこれを使用していたが、生田、葺合両区役所の合同問題が起り、中央区が誕生することになった。その新庁舎を同地に建築することになり、昨年、五十四年夏、遂に取り壊された。神戸の心臓部に当る三宮地帯の高層ビルの林立するなかで、今や珍しい存在ともなっていた赤壁の建物は永久に姿を消した。数えて約八十年の歴史でもあった。

〔付記〕 本稿作成にあたり、住友修史室所蔵の史料を閲覧させて頂きました。また住友林業の進藤正信氏から種々ご教示を頂きました。厚くお礼申し上げます。

本稿には、紙幅の関係で一々典拠を示しませんでしたが、『樟脳専売史』（日本専売公社刊）と『精製樟

『脳史』(日本樟脳会社刊)をはじめ数多くの書物その他を参考させて頂きました。何分住友家に関する基本資料が乏しく論証を得ないまま判断を余儀なくされました。思わざる誤りを冒しているかも知れません。お気付の点や、またこれらに関し資料などがございましたら閲覧させて頂き、訂正加筆するつもりでございますので、宜しくお願いいたします。

(住友化学工業社史編纂室嘱託)